

令和6年10月8日

福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷 浩介 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 高田 亜朱華

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （ 1 ） 18歳未満又は65歳以上の者
- （ 2 ） 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- （ 3 ） 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,081円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月10日

令和6年度 福岡地方最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和6年9月11日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{おおつぼ} 大坪 ^{みのる} 稔	九州大学大学院 経済学研究院 教授
	^{たかた} 高田 ^{あすか} 亜朱華	弁護士
	^{よしおか} 吉岡 ^{みちよ} 美智代	社会保険労務士
労働者代表委員	^{なかの} 中野 ^{けいすけ} 敬介	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	^{にしむら} 西村 ^{わたる} 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 本部長
	^{はまさき} 濱崎 ^{たけひろ} 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
使用者代表委員	^{おだ} 小田 ^{のりかず} 礼一	日産自動車九州株式会社 人事渉外部 人事課長
	^{つばね} 坪根 ^{けんたろう} 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	^{やまくち} 山口 ^{ひろし} 洋志	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) は部会長、○は部会長代理である